

令和6年2月13日

特定医療費（指定難病）・小児慢性特定疾病  
関係医療機関の長様

広島県健康福祉局疾病対策課長  
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

令和6年度医療機関オンライン化支援事業所要額調査について（照会）

本県の特定医療費（指定難病）・小児慢性特定疾病対策については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

診断書（臨床調査個人票、医療意見書）のオンライン登録について、小児慢性特定疾病については既に令和5年10月から開始されており、指定難病については令和6年4月から開始される予定です。

県では、指定難病又は小児慢性特定疾病の指定医が勤務する医療機関において、診断書のオンライン登録を進めていただく場合、その環境整備に係る経費の一部を補助することとしています。

については、補助金の交付を希望される医療機関は、別紙をお読みいただき、医療機関オンライン化支援事業所要額調査票（以下「調査票」という。）を提出してください。

担当 疾病対策グループ  
電話 082-513-3070 (ダイヤル)  
(担当者 中谷)

## 1 補助金交付要件等

### (1) 対象者

広島県が指定する指定難病又は小児慢性特定疾病の指定医（以下「指定医」という。）が勤務する医療機関

### (2) 補助対象経費

指定医が勤務する医療機関で診断書のオンライン登録を行うための環境整備に必要な経費（パソコン購入に係る経費、院内システム改修に係る経費等）

### (3) 補助金額

基準額（10万円）と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方に2分の1を乗じて得た額、1医療機関当たり上限5万円）

※千円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

## 2 調査票の提出について

### (1) 提出期限

令和6年2月20日（火）【必着】

### (2) 提出方法

次のアドレスに、件名を「オンライン化支援事業所要額調査（医療機関名）」として、調査票を添付して送信してください。

[提出先メールアドレス：[futaisaku@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:futaisaku@pref.hiroshima.lg.jp)]

## 3 診断書のオンライン化に係るホームページ

所要額調査票作成の参考としてください。

### ◆診断書のオンライン化事業に係る補助金について

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/57/online-hojoyokin.html>

### ◆指定難病・小児慢性特定疾病データベース（診断書のオンライン化）について

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/57/online-shindansho.html>

(裏面もご覧ください。)

#### 4 今後の流れ

- (1) 令和6年度所要額調査（令和6年2月20日（火）締切）
- (2) 補助金額内示・交付申請の案内（県→医療機関）
- (3) 補助金交付申請（医療機関→県）
- (4) 補助金交付決定（県→医療機関）
- (5) 補助事業実績報告（医療機関→県）
- (6) 補助金の交付（県→医療機関）

※パソコン購入等の環境整備は、補助金額内示（上記(2)）以降に行ってください。

#### 5 留意事項

- (1) 本照会あくまで所要額調査であり、正式な補助金交付申請の手続きではありません。また、この照会に回答したすべての医療機関が、希望する所要額の交付を受けられるとは限りません。
- (2) 当課から別途通知する補助金額内示（上記4(2)）より前に支出した費用は、補助対象外となります。
- (3) 診断書のオンライン登録について、小児慢性は既に令和5年10月から開始されており、指定難病は令和6年4月から開始予定です。  
なお、診断書のオンライン登録が可能となった後も、現行の方法（紙や院内システムによる診断書の作成）は併用されます。

#### 6 問い合わせ先

広島県健康福祉局疾病対策課疾病対策グループ

担当者：中谷

電話：082-513-3070